

# [K-108号] 個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書

記入要領

**1**

●基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

**2**

●事業主名称等

- 事業主住所・事業主名称・証明ご担当者名・日中に問合せができる電話番号を記入してください。  
(携帯電話の電話番号も可能です。)  
個人事業主の方の場合は、事業主の住所及び氏名を記入してください。

**3**

●申出者を使用している厚生年金適用事業所の名称

- ・「事業主」と「厚生年金適用事業所」が同一の場合は、記入不要です。

**4**

●(1)申出者が厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金のいずれかの加入員または加入者である場合

- ・制度の有無に○印を付け、制度導入日、資格取得日を記入してください。
- ・厚生年金基金または確定給付企業年金の場合は、基金・規約・規程等の名称も記入してください。

**5**

●(2)申出者が国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度いずれかの加入員または加入者である場合

- ・該当する□にレ点を記入してください。
- ・長期組合員または長期加入者の資格取得日を記入してください。

1. 申出者の情報	<b>1</b>	証明を受ける申出者氏名
基礎年金番号		
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 年金 一郎		
2. 事業主名称等		
私の使用する申出者に限り、以下のとおり証明します。		
平成 令和 年 月 日		
略先電話番号 12-3456-7890		
住所 東京都●●区△/1-2-3		
事業主名称 又は 株式会社 年金金融サービス		
事業主氏名 代表取締役 年金 太郎		
証明ご担当者名 年金 一郎		
(個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入)		
3. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の名称		
(「事業主」と「厚生年金適用事業所」が同一の場合、記入不要)		
4. 同封のフローチャートを実施し、該当した番号について、記載してください。		
<①に該当した場合>他の企業年金制度(企業型確定拠出年金を除く)に関する証明		
(1) 申出者が厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金のいずれかの加入員または加入者である場合 該制度の有無に○印を付し、制度導入日、資格取得日、厚生年金基金または確定給付企業年金の場合は、基金・規約・規程等の名称を記入してください。		
4. 制度 存 無 基金・規約・規程等の名称 制度導入日 資格取得日		
厚生年金基金 あり・なし 年 和 年 和 年 和		
確定給付企業年金 あり・なし 年 和 年 和 年 和		
石炭鉱業年金基金 あり・なし 年 和 年 和 年 和		
5. 申出者が国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度いずれかの加入員または加入者である場合		
□国家公務員共済組合の長期組合員である □地方公務員等共済組合の長期組合員である □私立学校教職員共済制度の長期加入者である		
◆資格取得日: 昭和・平成・令和 年 月 日		
<②～⑤に該当した場合>企業型確定拠出年金に関する証明		
企業型確定拠出年金について、厚生労働大臣から受けた規約の承認番号と、申出者の加入日等をご記入ください。		
② 申出者が持機者（企業型確定拠出年金の対象者となったが、一定の勤続年数または年齢に達していないのでまだ加入者ではない）となった日		
③ 申出者が企業型確定拠出年金の対象者となった日		
④ 個人型確定拠出年金との並行加入を認めない内容に企業型確定拠出年金の規約を変更した日 (または申出者が企業型確定拠出年金の対象者となった日)		
⑤ 申出者の企業型確定拠出年金への加入日		
6. ◆承認番号: / / / / / / / / 加入日等(②～⑤の該当日): 令和 年 月 日		
ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。		

**6**

●承認番号

- ・厚生労働大臣から受けた規約の承認番号を記入してください。

## 注意事項

- この証明書は、個人型年金の加入者資格喪失(年齢到達により国民年金の被保険者資格を喪失した場合を除く)、および加入承認取消依頼書の取消理由を証明するための重要な書類です。
- 申出者の情報および事業所において実施している企業年金制度等の実施状況、申出者の企業年金制度等への加入状況について事業主が記入してください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。  
(選択肢は、文字・元号の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- この証明書の証明白は「加入者資格喪失届(K-015号)」、「個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書(K-027号)」の受付金融機関における受付日から3ヵ月以内である必要があります。
- 「個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書(K-108号)」同封のフローチャートを必ず実施してください。
- フローチャートにて「個人型年金加入者の資格を喪失しません。」に該当した場合は、その旨を申出者にお伝えいただき、署名をせずに申出者へ返却してください。
- 記入内容に不備があった場合は手續が遅延することがあります。